

門真市農業委員会定例総会議事録

- 1 日 時 令和5年1月10日（火）午前10時00分～午前10時40分
- 2 場 所 門真市役所 別館3階 第3会議室
- 3 議 長 寺内 隆史
- 4 署名委員
7番：中野 利佑 委員 8番：中道 文夫 委員
- 5 出席委員（9名）
1番：淺田 幸次 委員 2番：岩田 隆行 委員 3番：木原 早智子 委員
4番：翼 茂樹 委員 5番：田原 喜信 委員 6番：寺内 隆史 委員
7番：中野 利佑 委員 8番：中道 文夫 委員 9番：橋中 信廣 委員
- 6 職務のため出席した者
局長：高田 隆慶
局次長：吉田 武史
主任：谷本 大輔
主査：濱岡 大祐
係員：河坂 章志
- 7 議案・報告等
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請

<会議の詳細>別紙のとおり

【 署名 】

議長

寺内 隆史

署名委員

中野 利祐

署名委員

中道 文夫

令和5年1月10日（火）午前10時00分～午前10時40分

農業委員会議事録

会長	<p>ただ今から令和5年第1回農業委員会総会を開催いたします。本日の委員会は、9名中9名の出席で、定足数に達しておりますので、成立しております。</p> <p>本日の議事録の署名委員でございますが、</p> <p>7番：中野 利佑 委員 8番：中道 文夫 委員</p> <p>にお願いすることといたします。</p> <p>それでは、本日の議事に移ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」についてです。それでは事務局説明願います。</p>
事務局	<p>農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請がありましたので、ご審議をお願いいたします。</p> <p>農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請とは、農地を農地のまま、売買又は貸借等の権利移動を行う場合に申請するもので、所有者が変更となる場合に必要な許可となります。</p> <p>それでは、申請内容の確認に入ります。</p> <p>申請内容につきましては、議案第1号の議案書をご覧ください。申請につきましては、1件でございます。</p> <p>許可要件をまとめた資料につきましては、添付書類15ページの農地法第3条調査書をご覧ください。</p> <p>また、提出された許可申請書や土地の状況につきましては、添付資料をご覧ください。1ページから19ページまでに、提出された許可申請書の写し、地図及び現地調査の写真等を添付しております。</p> <p>なお、本申請につきましては、親族間の無償での所有権移転であり、世帯での営農状況は今後も変更なく行われる計画で、耕作地は現状のまま使用するため、周辺への影響はないものと見込まれます。</p> <p>申請内容について、別添資料1ページの許可申請書の写しをご覧ください。</p> <p>1の申請者氏名等および2の土地の所在等は申請書のとおりでございます。</p> <p>続いて、2ページの「農地法第3条の規定による許可申請書（別添）」をご覧ください。</p>

まず、第1号関係でございますが、1-1に記載のとおり、権利を取得しようとするもの又はその世帯員等が所有権等を有する農地の利用の状況は、全て自作地でございます。

次に、申請地の取得後の営農計画、機械の所有の状況、農作業に従事する者の状況につきましては、1-2の(1)から(3)に記載のとおりです。

3ページをご覧ください。第2号関係につきましては、法人に関する要件であり、本件は個人のため、「その他」に該当いたします。

次に、第3号関係につきましては、信託要件であり、本件は信託によるものではないため、「その他」に該当いたします。

次に、第4号関係でございますが、権利を取得しようとする者及びその世帯員の農作業への従事状況につきましては、「4権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作に必要な農作業への従事状況」に記載のとおりでございます。

次に、第5号関係でございますが、5-1に記載のとおり権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後の農地の面積は1,808m²となります。

次に、5-2につきましては、経営面積が下限面積に満たない場合の要件であり、本件は該当いたしません。

4ページに移りまして、第6号関係でございますが、これは所有権以外の権原に基づき農地を貸付または質入れする場合の要件であり、本件は該当いたしません。

次に、第7号関係でございますが、「7周辺地域との関係」につきましては、申請書に記載のとおりでございます。

それでは、許可要件の確認をいたします。添付資料15ページ、別添議案第1号、「農地法第3条調査書」をご覧ください。

個人による所有権移転は、農地法第3条第2項第1号・第4号・第5号・第7号の各要件を満たす場合に許可することができます。

まず、第1号要件の全部効率利用要件につきましては、譲受人及びその世帯員は農作業に必要な機械として耕運機を自己資金にて導入予定であり、また長年にわたる農作業経験もあるため、保有する農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

次に、同項第4号要件の農作業常時従事要件につきましては、譲受人及びその世帯員は、年間150日以上農作業に従事しており、農作業を行う必要がある日数、農作業に従事すると見込まれます。

	<p>次に、同項第5号要件の下限面積要件につきましては、譲受人及びその世帯員の権利移転後の耕作面積は1,808m²であり、本市の下限面積である10アール、つまり1,000平方メートル以上の要件を満たします。</p> <p>最後に、同項第7号要件の地域調和要件につきましては、本件は、権利移転後も、現状のまま利用する予定であり、また、現地調査により周辺の農地を含めた当該申請地の利用状況等も確認し、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと見込まれます。</p> <p>以上のことから、本件は許可できる案件と考えます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。ただいまの説明について、何かご質問等はございませんでしょうか。</p> <p>はい、中道委員。</p>
中道委員	<p>質問ということでもないんですけど、今後のこともあるので教えておいていただけたらなと思うんですけど、2ページのところの真ん中下あたりに大農機具又は家畜というところで、耕運機1（自己資金）と書いてあるんですが、総農地面積が1,808m²ということで機械化が必要なところかなと思うんですけども、やはりこういった申請にあたっては農機具を持っているべきというそういう風な要件というのが、やはり事実上必要となってくるんですかね。というのは、さらに言うと、先ほど15ページで説明いただいた判断理由のトップのところで、全部効率利用要件というところであえて農作業に必要な機械として耕運機を自己資金にて導入予定で、という風に書いてはるんで、ちょっと僕も要件に当てはまるんかなと思ったんですけども、そうなんですね。</p>
事務局	<p>そうですね。過去のものも基本的には耕運機があるということで、判断させてもらつたので、ちょっと耕運機が無い場合とかどのような要件で満たしていくのか、事務局の方でも調べてみたいと思います。今までのやつは、耕運機でやってっていうのが判断理由の主な理由にはなっています。</p>
会長	はい、木原委員。
木原委員	はい、木原です。許可を出す方の側でよそで言われたのは、広さと何を、どの種類の作物かによってやっぱり何がいるかって

	いうのが当然として、もちろん人数もあるんでしょうけど、それで考えてこんな何も無しで、こんな農地が実際にやっていくとは思われんという風なことにならんように書いてくれと言われたことがあります。
会長	基本そうでしょうね。今、木原委員言ったように、ありえないですもんね。例えば、1反も2反もあんのに農機具がまったく無しでって、どうやって耕作すんねんって。そんなん人の手でって言うたら数もいるわけやし。
木原委員	果樹が多いから。
会長	そう。果樹やから、まあまあこの分については機械はあんまし必要ないかなと思うんですけど、たださつまいもにしても、機械は最低限、耕運機が無いというところです。
中道委員	それとね、すみません、もう1点あるんですけど。説明には無かったんですけど、17ページのね農地台帳っていう、これについて、この方、存じている家でもあるんですけど、死んではる人。軒並み出てくるような農地台帳なんですよ。この、記載には色々書いていますけども、農地台帳というのは今どのような形で、この世帯員とか就業状況とか、こういうのは作成もしくはメンテナンスされてるんでしょうか。すごい年齢がそのまま。
会長	そうですね。僕もこれ存じ上げてますけど。
事務局	一応これ、右の方で死亡の方は異動事由で死亡が出て、その年に異動が出てますということで農地台帳記載されています。年齢112歳という年齢なんですけども、一応この方、右にですね、異動事由のところで死亡と出てまして、この年に異動ということで記録をさせてもらって、異動があった時、議案が通った時とかに台帳をメンテナンスするということと、年に1回は住基台帳と固定資産の台帳と突合作業というのをするようにしています。
木原委員	お亡くなりになつたら、年齢計算せんかったらいいのにね。
事務局	ちょっとすみません、与えられているシステムが。

木原委員	死亡って入れたら、カウントせんと横バーとかになつたら。何歳までいくんやろ。
中道委員	せやから住基システムとリンクさしてると言うても、即反映は出来ないのかもわからないなと、農地台帳の経営者になっている方そのものが亡くなっているんで。ですから、ここで生存されている方は3番の方だけような気もする。
会長	そうですね。
中道委員	なので、メンテナンスというのも、こういうのを使うのであれば大事なんかなというも気もしますね。意見でもないんですけど、見て思いました。
会長	ごめんなさい。異動事由で転入というのはどういう意味でしょうか。平成29年。
中道委員	おそらくですけれども、7ページのところの登記簿の所有権移転のところで見ると、この方が平成29年に所有権移転の相続登記受けてはるんで、そこで農業者として入れ込んだのかもしれないですけど、そういうものなんですね、この台帳というのは。
事務局	適切なタブが無かったので、本来住基の転入という意味ではおかしいので、選べる適切なタブが無かったのでこれを選んでる可能性があるので、ちょっとその辺は確認したいと思います。
会長	相続登記やからね、結局転入というのは経営者に成り代わることを意味するのかなと。
巽委員	一番上の方は、もう5年前に死んではるんですか。
会長	相続登記なので、まあそれまでに。
巽委員	ということは、5年間ほったらかしということやな。5年前に死んではるんでしょ。
中道委員	反映がされてない。
会長	反映がね。

翼委員	反映されてないんじやなくて、ほったらかしてたんやろ。
事務局	システムの地図を紙ベースで管理していて、システムを操作していないというのにはあります。
翼委員	そしたら、やめたら。
事務局	これはうちが任意で選べるものではないので。
翼委員	国がせえ言うてんの。
事務局	農業会議です。 消してしまうと履歴が残らなくなってしまいます。
会長	まあまあそれはいいと思うんですけど、でもやっぱり精査していかないといけないんじやないかなと。このままの状態で。
事務局	皆さんにお渡ししていた、農地パトロールでお渡ししていた、紙ベースでは変えているんです。
翼委員	変えてんの。なるほど。でも転入入れているということは死んだというのは知ってるねんな。
事務局	はい、もちろん。
翼委員	そのくせ死んだいうんは入れてへんねんな。死んだ後のは入力してるけど、死んだ人のことは入力していない。何か中途半端やね。
中道委員	制度が変わるという時期なので、こういうシステムの更新についても、見直し時期ありなんかなという気がしますけどね。少なくとも、翼委員おっしゃってるよう5年間このままちゅうのはね。申請書の添付書類としても用をなしてないと思うし、ちょっと考えた方が。
翼委員	ちょっと質問なんですけども。翼です。
会長	はい。

翼委員	さっき中道委員言うてはった、理由色々書かなあかんという話ね。機械が無いとあかんとか。この新聞のこれとは、この人そんなん無して申請してはんのかね。下限が撤廃されるとかいうニュースきてましたやんか。下限がある間はああいう理由を書かなあかんと。下限が撤廃されたら、もうあんな機械を買いますとかいうのは要らなくなるということなんかね。
事務局	ちょっとどういう、申請書の細かい改正までというのがあれなんで。
翼委員	事前に送ってこられた時にね、これ読んでてどういう人なんか頭で想像出来なくてね。だから、ものすごい小さい面積の人は、ああいう理由は書かなくて、これ読んでたらね。要らなくなるみたいやな。家庭菜園に毛が生えた程度でもオッケーしなさいという風に読めんねんけども。
事務局	下限面積無しっていうのは、おっしゃる通りだと思います。条文上、その効率要件というところで機械の導入というのは必須化されていないんですね。
翼委員	ほな、書かんでええわけ。
事務局	効率要件という名の下で、効率的に運用するんやっていう、具体的基準というのは明記されていないというところで、おっしゃるように 1,000 m ² 以上あれば機械化するのが当然だろう、効率的だろうというところになります。
翼委員	柿ばっか植えてるいうたらいらんもんな。
事務局	になると思います。 農業されるうえでこれでほんまに出来るんかと。判断基準ですね。下限面積が今回 4 月 1 日から撤廃されることになりますので。
翼委員	え、 4 月 1 日から決定なん。
事務局	決定です。下限面積が撤廃されます。

巽委員	これ 10 アールはもういらん。
事務局	いらないです。
巽委員	なるほど、わかりました。
会長	他にござりますでしょうか。はい、淺田委員。
淺田委員	一つだけ。あの、5ページのところに誓約書というのがちらつと出ているんですけど、農業委員会会長殿で。所有権移転の申請をなしています。つきましては農地を取得するにあたり、すくなくとも許可後4年以上農耕に精励することを誓約しますと。この4年以上というのはどういう判断で、この4年というこういう何か基準があるんですか。所有権移転で農地を取得します、この4年の意味はどういう意味をなしているんか。何か規定もあるのか。これはどういう意味で誓約書を書いているんですかね。今までこんな出てましたですかね。
事務局	誓約書のフォーマットは変えていません。
淺田委員	あつた。
木原委員	3条自体がこのメンバーになってから、全然出てきていた。
淺田委員	誓約書いうのは。
木原委員	誓約書というか、この。
淺田委員	いるんですね。
木原委員	ありましたね、フォーマットは。
淺田委員	4年以上って年数までてるから、どういう意味があるのかなと。
事務局	もう一度調べてみます。任意のルールで、大阪府内のルールで決めて書いているのではないかと思いますけど、少し確認してみます。

会長	他は質問無いですかね。 はい、それでは採決に入りたいと思います。議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
会長	【委員挙手】 はい、ありがとうございます。全会一致で、議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請」について、議案のとおり許可することと決しました。 本日の議題は以上です。委員会はこれで閉会とさせていただきます。ありがとうございました。